

# 1. 理論編

## (1) 法律関係（行政書士・弁護士）

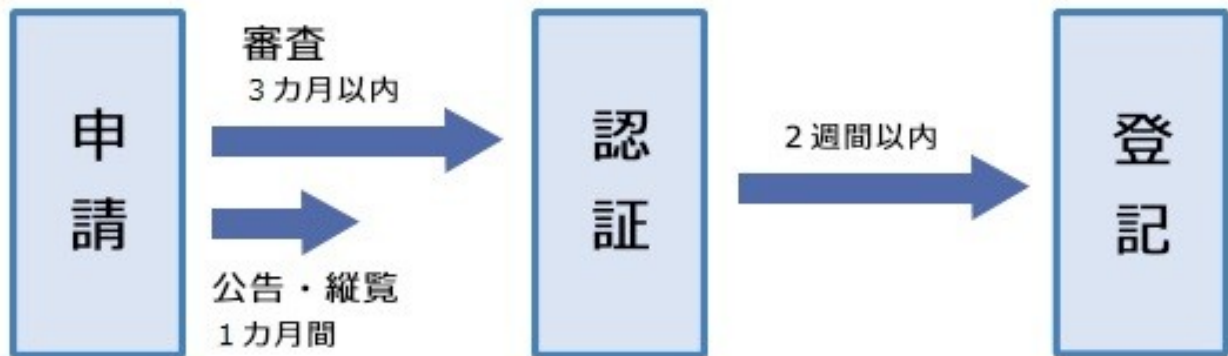
- そもそも法人とは  
自然人ではないが、法律上権利義務の主体となることが認められたもの  
法人でないものは任意団体  
（「法人格なき社団」や「権利能力なき社団」とも呼ばれる）
- 任意団体と比べた NPO 法人のメリット・デメリット

| メリット                 | デメリット                |
|----------------------|----------------------|
| 団体名義で契約や所有をすることができる  | 契約や所有の手続きが複雑になる      |
| 社会的な信用を得やすくなる        | 法人格を獲得・維持するために労力がかかる |
| 助成金や許認可の要件を満たすことができる | 助成金や許認可を得るためには手続きが必要 |

- 株式会社と比べた NPO 法人のメリット・デメリット

| メリット        | デメリット      |
|-------------|------------|
| 設立・維持が簡単    | 活動内容に制約がある |
| 税制的に優遇されている | 利益の分配ができない |

- NPO 法人設立の流れ



出典：認証制度について | NPO ホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninshouseido>

- 認証を行う所轄庁（政令指定都市または都道府県）の説明を熟読すること
- 必要書類
  - ① 設立認証申請書  
→ 「名称」、「主たる事務所の所在地」、「目的」が必要。

## ② 定款

- 「活動の種類」を20種類の中から選択
- 事業を箇条書きで記載する
- 会員の種別、会費を定める
- 役員（理事と監事）を考える、選出は設立総会にて
- 理事会と総会の権能を振り分ける

## ③ 役員名簿

- 住民票が必要

## ④ 就任承諾及び誓約書

- 押印が必要

## ⑤ 社員のうち10人以上の名簿

- 住所の記載が必要

## ⑥ 確認書

## ⑦ 設立趣旨書

## ⑧ 設立総会の議事録の謄本

## ⑨ 事業計画書（設立当初の事業年度及び翌事業年度）

- 定款の事業ごとに記載

## ⑩ 活動予算書（設立当初の事業年度及び翌事業年度）

- 会計書類

- 上記の申請書類の作成を見据えて設立総会を開催する
- 後述の設立登記後に設立登記完了の届出をする

## (2) 登記関係（司法書士）

- そもそも登記とは  
法人や不動産などの重要な権利義務を広く公に示すための制度  
現在は数百円の手数料でインターネットでもコピーを見ることができる
- 文言、押印（割印）など形式が厳密
- 法務局のサイトの説明をよく読んでから管轄の法務局で質問するとスムーズ
- 必要書類

① 設立登記申請書

→「オンライン」、「CD-R」、「別紙」の方法がある

② 定款

③ 設立認証書

→認証されたら所轄庁からもらえる

④ 代表権を有する者の資格を証する書面

→代表権を有する理事の就任承諾書

→定款で代表権を一人だけに制限しておく

⑤ 印鑑届書

→法人印を用意しておく

→代表者個人の印鑑証明も必要

(3) 会計関係（公認会計士・簿記）

- 何のために会計が必要か

管理会計、財務会計、税務会計

- 事業年度終了後に提出しなければならない計算書類

① 活動計算書

→株式会社の損益計算書に相当

② 貸借対照表

③ 財産目録

- 一般原則

真実性、明瞭性、適時性、正確性、継続性、単一性、重要性の原則

- 単式簿記と複式簿記

資産性・負債性の項目が多くなるなら複式簿記を導入すべき

(4) 税金関係（税理士）

- 法人税

法人税法上の収益事業を行う場合は税務署への届出が必須

例) : 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動のみをしている NPO 法人

|       | 特定非営利活動に係る事業     | その他の事業             |
|-------|------------------|--------------------|
| 収益事業  | ジェンダーに関する本の出版・印刷 | 物理学に関する本の出版・印刷     |
| 非収益事業 | 女性相談の受付          | ジェンダーと関係のない教育相談の受付 |

- 消費税

ほぼすべての対価を伴う取引に関わる

2 期前の課税売上高が 1 0 0 0 万円以下なら納付不要

(5) 労働関係 (社会保険労務士)

- 雇用と請負と委任

「雇用」

当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、使用者がその労働に対して報酬を与えることを内容とする契約。

「請負」

当事者の一方が相手方に対し仕事の完成を約し、他方がこの仕事の完成に対する報酬を支払うことを約することを内容とする契約。

「(準) 委任」

当事者の一方が一定の行為をすることを相手方に委託すること。

雇用か否かは指揮・命令を受けるか否か

- 雇用すると生じる義務

① 労働基準法や労働契約法などの適用

→ 解雇制限、最低賃金など

② 労災保険の加入

③ 雇用保険の加入

→ 週労働時間が 2 0 時間以上の場合

④ 健康保険と厚生年金の加入

→ 原則として週労働時間が 3 0 時間以上の場合

⑤ 源泉徴収

## 2. 実践編

### (1) 京都アカデメイアでの経験（理論編のおさらい）

- 任意団体か NPO 法人か
- 申請を行うのは代理人か使用者か
- 銀行口座の開設
- 複式簿記の導入
- 京都アカデメイア塾  
収益事業に該当するか  
雇用か請負か委任か
- 事務所移転

### (2) 活動場所

- 大学
- 共有スペースの賃貸
- ひと・まち交流館と各区の市民活動センター
- 京都出町柳 GACCOH
- ゲストハウスカンノコ北大路

### (3) ウェブサイト等

- メーリングリスト
- ブログ
- ホームページ
- 各種 SNS

### 3. 参考文献

堀田力、名越 修一著『新版 自分たちでつくろう NPO 法人 !』(学陽書房、2017)

### 4. 資料

#### (1) 「活動の種類」一覧

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動